

令和6年第2回 船橋市国民健康保険運営協議会

令和6年9月
国保年金課
健康づくり課



目次

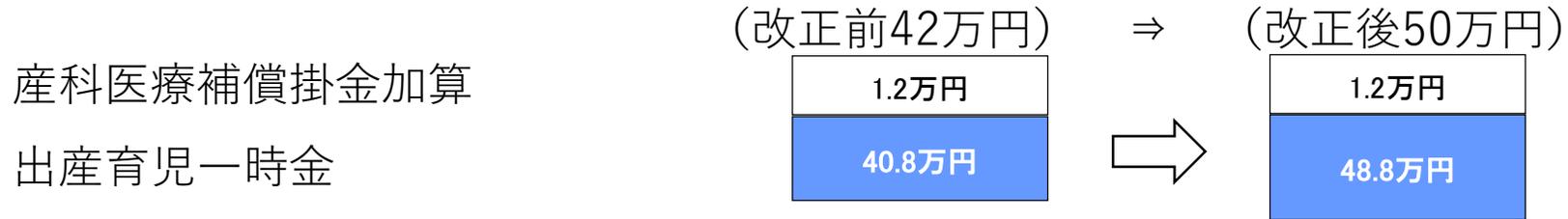
議題 1	令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算案について（報告事項）	
	・ 令和 5 年度制度改正	
	1. 出産育児一時金の支給額の引き上げについて	1
	2. 保険料の賦課限度額引き上げについて	1
	3. 軽減判定所得の見直しについて	2
	4. 特例対象被保険者等に係る届出の規定の整備について	3
	5. 産前産後期間相当保険料免除制度について	3
	・ 令和 5 年度国民健康保険事業の概要	
	1. 世帯数と被保険者数の状況	4
	2. 医療費の状況	5
	3. 保険料（現年分）の状況	6
	4. 一般会計繰入金の状況	7
	5. 保健事業費の状況	9
	6. 総括表（歳入）	11
	7. 総括表（歳出）	13
	8. 総括表（収支）	15
議題 2	船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について（協議事項）	16
議題 3	保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）への 移行に係る保険証の廃止について（協議事項）	19



議題 1 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算案について 令和 5 年度制度改正

1. 出産育児一時金の支給額の引き上げについて（船橋市国民健康保険条例第 6 条）令和 5 年 4 月 1 日施行
【改正内容】

出産育児一時金の支給について、船橋市国民健康保険条例第 6 条に規定する「408,000円」を「488,000円」に引き上げました。



2. 保険料の賦課限度額引き上げについて（船橋市国民健康保険条例第 16 条の 2 の 8 及び第 20 条第 2 項）
令和 5 年 4 月 1 日施行

【改正内容】

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。中間所得層の負担緩和と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わりました。

賦課限度額	(改正前)	⇒	(改正後)	
基礎賦課分（医療分）	65万円	⇒	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等賦課分	20万円	⇒	22万円	2万円引き上げ
介護納付金賦課分	17万円	⇒	17万円	変更なし
合 計	102万円	⇒	104万円	2万円引き上げ



3. 軽減判定所得の見直しについて（船橋市国民健康保険条例第20条第1項）令和5年4月1日施行

【改正内容】

世帯の所得が一定基準以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。今回は、そのうち5割と2割に軽減の基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わりました。

軽減判定所得額

5割軽減

（改正前）基礎控除額 43万円 + 28万5千円 ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

（改正後）基礎控除額 43万円 + **29万円** ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

2割軽減

（改正前）基礎控除額 43万円 + 52万円 ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

（改正後）基礎控除額 43万円 + **53万5千円** ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）



令和5年度制度改正

4. 特例対象被保険者等に係る届出の規定の整備について（船橋市国民健康保険条例第28条の3第2項）
令和5年4月1日施行

【改正内容】

非自発的失業者が保険料の軽減制度を申請するにあたり、市が要件を確認するため、被保険者に提示を求めるものとして「雇用保険受給資格者証」に加え、「雇用保険受給資格通知」を追加しました。

5. 産前産後期間相当保険料免除制度について（船橋市国民健康保険条例第20条の4）令和6年1月1日施行
【改正内容】

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分（多胎妊娠の場合は6ヶ月分））の均等割額及び所得割額の国民健康保険料を免除する制度を新設しました。

【単胎妊娠の場合】 4ヶ月間の保険料（均等割＋所得割）を免除

前月	出産(予定)日	翌月	翌々月
1	2	3	4

【多胎妊娠の場合】 6ヶ月間の保険料（均等割＋所得割）を免除

3ヶ月前	前々月	前月	出産(予定)日	翌月	翌々月
1	2	3	4	5	6



令和5年度国民健康保険事業の概要

1. 世帯数と被保険者数の状況

平均世帯数の推移



平均被保険者数の推移



市の人口は緩やかに増加しているが、国保は世帯数、被保険者数がともに減少傾向にあります。

【主な理由】

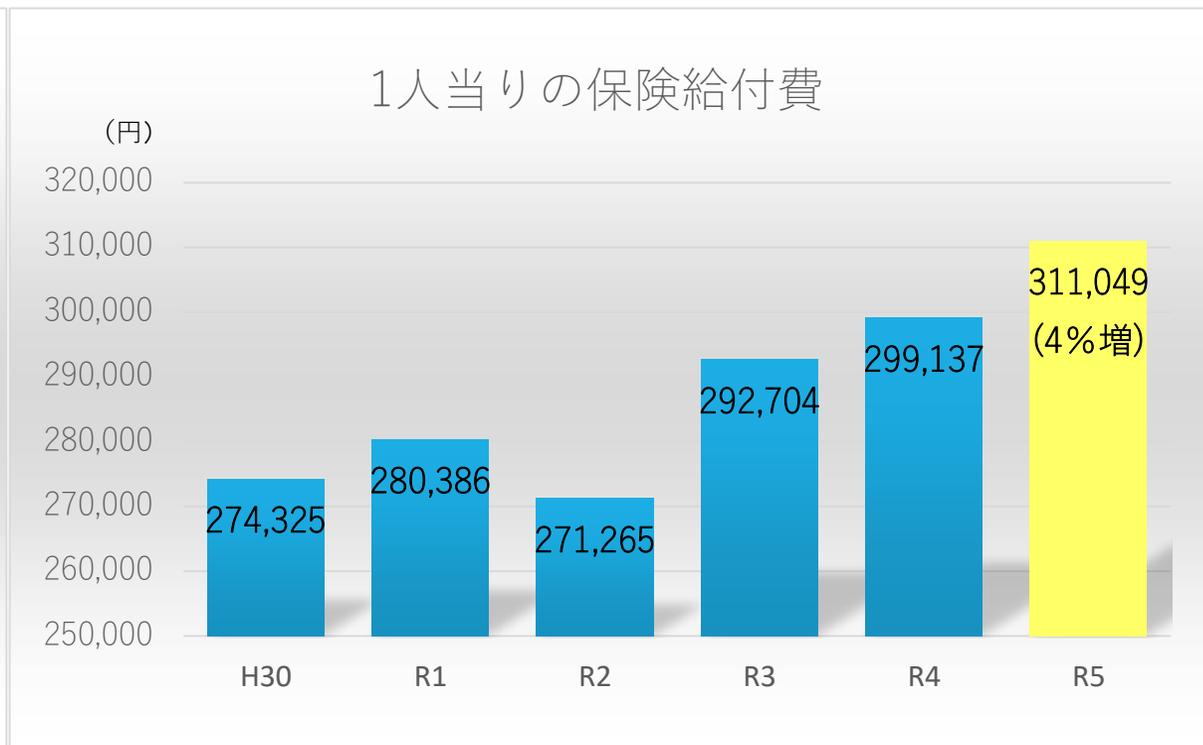
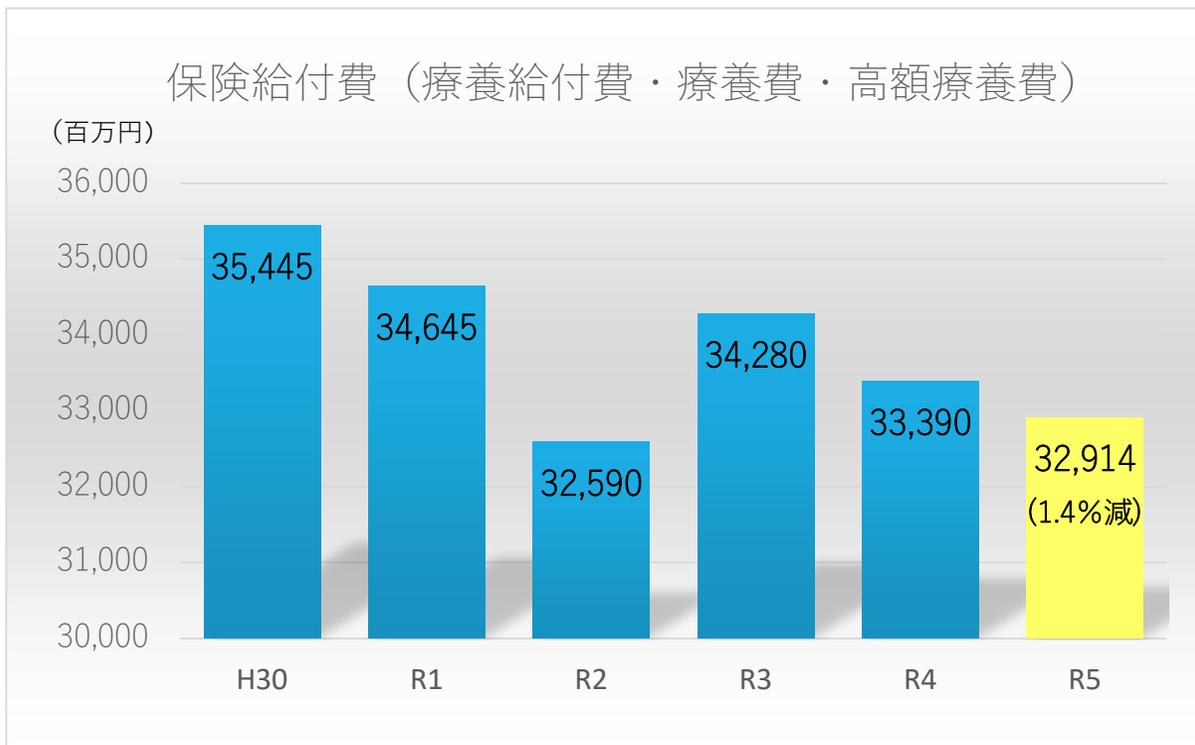
- ・ 加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度(75歳以上)へ移行。
- ・ 1世帯当たりの人数の減少。(1.41人(令和4年度は1.43人))

【参考】 船橋市の状況 世帯：321,114世帯、人口：648,594人(令和6年4月1日時点)



令和5年度国民健康保険事業の概要

2. 医療費の状況※「国保のてびき」8ページ～12ページ、15ページ～16ページ参照

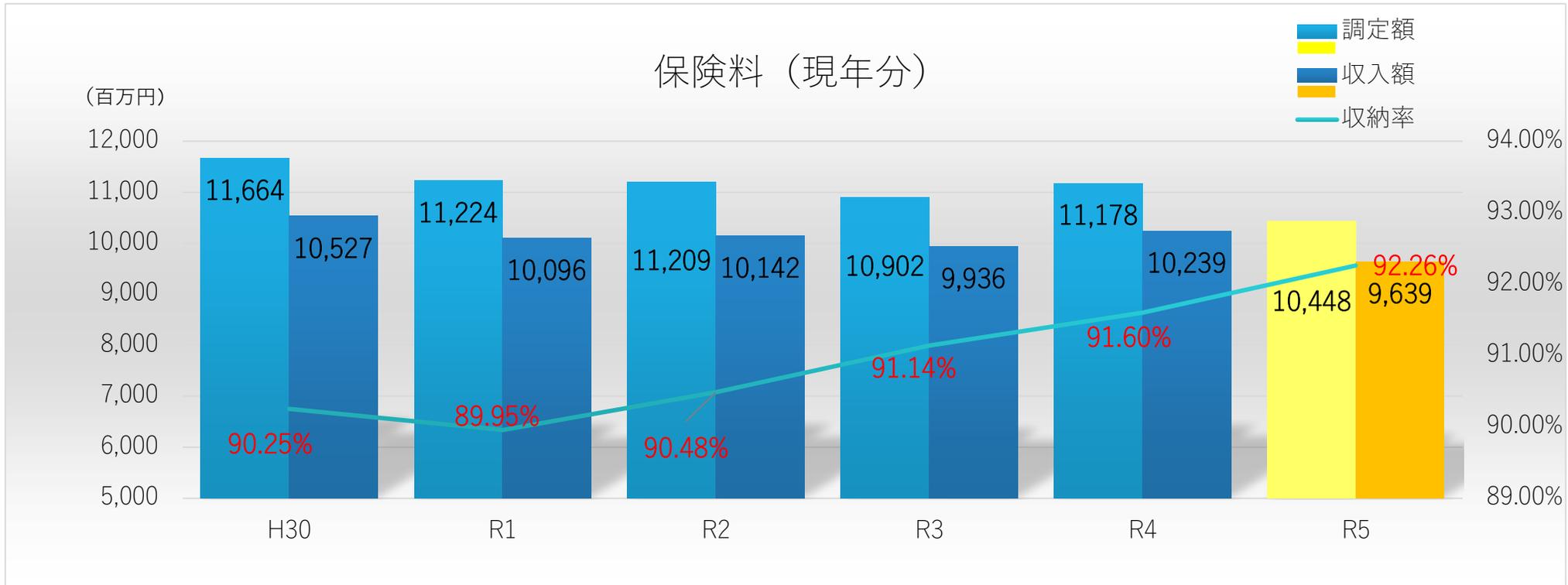


※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより大きく減少しておりますが、それ以外では、被保険者の減少とともに、保険給付費全体は減少傾向が続いていくと見込んでいます。
※1人当たり保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等の影響で今後も増加傾向が続いていくと見込んでいます。



令和5年度国民健康保険事業の概要

3. 保険料（現年分）の状況※「国保のてびき」20ページ参照



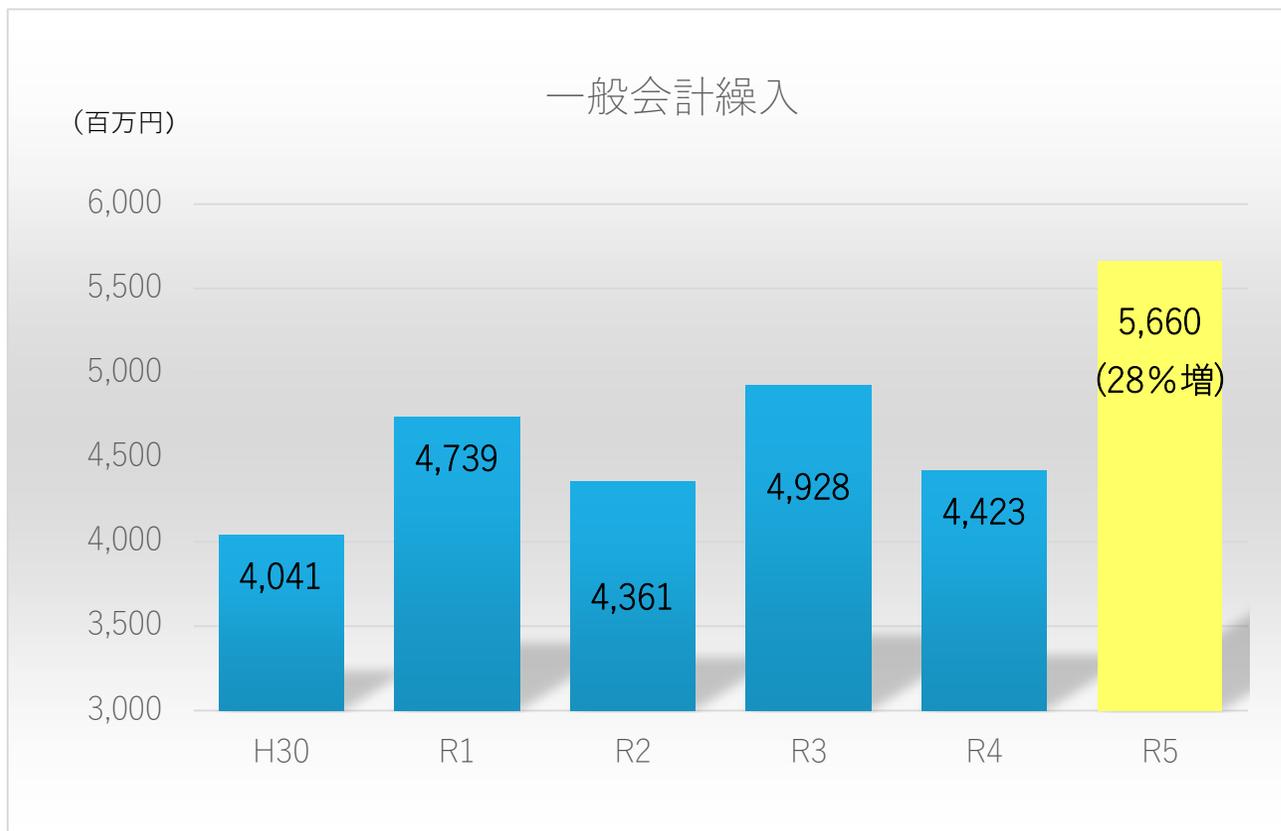
令和5年度の保険料収入額は、被保険者が前年度より減少しているため、調定額ベースで7億3千万円減額となりました。

一方、収納率については上昇しており、外国人世帯に対する収納対策をはじめ継続的な取り組みを強化してきたことが収納率向上の要因の一つと考えられます。



令和5年度国民健康保険事業の概要

4. 一般会計繰入金の状況



各市町村は、県が算定する次年度の保険給付費等の見込額から公費等で賄われる部分を除いた費用を負担します。(国民健康保険事業費納付金)

この支出は、本来、保険料収入により賄う必要がありますが、賄いきれない分については、市の一般会計（市税等）から補填しています。この補填分を一般会計繰入金と言います。

一般会計繰入金は、法律により一般会計から補填できる法定内繰入金と法定外繰入金があります。

(次頁で説明)

令和4年度は保険料(均等割)の見直しにより保険料収入が増加したことにより減少しましたが、令和5年度は県への納付金が増加したこと及び保険料収入が減少したこと等により増加しました。



令和5年度国民健康保険事業の概要

(1) 法定内繰入金

法定内繰入金3,102百万円（対前年度比0.3%増）の内訳は、以下の通りです。

- ・ 保険基盤安定繰入金：2,087百万円
- ・ 未就学児均等割保険料繰入金：30百万円
- ・ 職員給与費等繰入金：803百万円
- ・ 産前産後保険料繰入金：2百万円
- ・ 出産育児一時金等繰入金：90百万円
- ・ 国保財政安定化支援事業繰入金：90百万円

(2) 法定外繰入金

法定外繰入金2,558百万円（対前年度比92%増）の内訳は、以下の通りです。

- ・ 決算補填等目的(2,094百万円)
- ・ 決算補填等以外の目的(464百万円)

決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることから、解消・削減を図るべきとされており、令和12年度までに解消する計画です。



令和5年度国民健康保険事業の概要

5. 保健事業費の状況

令和5年度決算額 約4億5,209万円（うち特定健康診査等事業費 約4億3,812万円）
令和4年度決算額 約4億6,005万円（うち特定健康診査等事業費 約4億4,589万円）
増減率 (1.7%減) (うち特定健康診査等事業費 1.7%減)

(1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第3期						特定健康診査等実施計画 第4期					

※R5及びR11の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定しています。



令和5年度国民健康保険事業の概要

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
H30年度	83,758人	39,443人	47.1%	4,337人	1,334人	30.8%
R元年度	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%
R2年度	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%
R3年度	77,190人	32,403人	42.0%	3,439人	969人	28.2%
R4年度	72,336人	30,328人	41.9%	3,216人	970人	30.2%

※対象者数、受診者数、受診率、実施率は、年度内に資格異動がない人の実績。
令和5年度実績の確定は、令和6年10月末のため未集計。

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内(市のみ)	中核市	千葉県内(市のみ)
R3年度	12位/62位	8位/37位	17位/62位	12位/37位
R4年度	13位/62位	11位/37位	15位/62位	11位/37位



令和5年度国民健康保険事業の概要

6. 総括表（歳入）その1

単位：円

区	分	概 要			当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①	
国民健康保険料 ※「国保のてびき」20～23ページ					10,825,000,000	▲ 510,000,000	10,315,000,000	10,352,483,252	37,483,252	
一般分	国民健康保険料		所得割	均等割	限度額	10,824,840,000	▲ 510,000,000	10,314,840,000	10,352,076,121	37,236,121
	基礎賦課分（医療分）（現年）	医療分	（前年中の総所得金額等－基礎控除43万円） × 6.50%	32,360円 × 人数	65万円	7,119,240,000	▲ 350,000,000	6,769,240,000	6,729,968,741	▲ 39,271,259
	介護納付金賦課分（現年）	（0～74歳）				618,100,000	▲ 40,000,000	578,100,000	579,790,741	1,690,741
	後期高齢者支援金等賦課分（現年）	後期支援分	（前年中の総所得金額等－基礎控除43万円） × 2.63%	8,590円 × 人数	22万円	2,495,800,000	▲ 120,000,000	2,375,800,000	2,365,978,449	▲ 9,821,551
	基礎賦課分（医療分）（滞納）	（0～74歳）				356,800,000	0	356,800,000	458,577,297	101,777,297
	介護納付金賦課分（滞納）	介護分	（前年中の総所得金額等－基礎控除43万円） × 1.20%	9,610円 × 人数	17万円	55,700,000	0	55,700,000	51,183,977	▲ 4,516,023
後期高齢者支援金等賦課分（滞納）	（40～64歳）	179,200,000				0	179,200,000	166,576,916	▲ 12,623,084	
退職分	国民健康保険料				160,000	0	160,000	407,131	247,131	
	基礎賦課分（医療分）（現年）	基礎賦課分（医療分）・・・国民健康保険の医療費に充てる			2,000	0	2,000	0	▲ 2,000	
	介護納付金賦課分（現年）	後期高齢者支援金等賦課分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる			2,000	0	2,000	0	▲ 2,000	
	後期高齢者支援金等賦課分（現年）	介護納付金賦課分・・・介護保険制度の費用に充てる			2,000	0	2,000	0	▲ 2,000	
	基礎賦課分（医療分）（滞納）	基本は基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の所得割と均等割が賦課される。			94,000	0	94,000	260,465	166,465	
	介護納付金賦課分（滞納）	40～64歳は介護納付金賦課分の所得割と均等割が加えられる。			25,000	0	25,000	48,212	23,212	
後期高齢者支援金等賦課分（滞納）	賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高104万円。			35,000	0	35,000	98,454	63,454		
国庫支出金					19,700,000	0	19,700,000	18,591,996	▲ 1,108,004	
	総務費国庫補助金	マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業及びシステムの標準化対応に係る補助金			18,020,000	0	18,020,000	17,140,996	▲ 879,004	
	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	出産育児一時金の支給決定件数に係る補助金			1,500,000	0	1,500,000	1,242,000	▲ 258,000	
	災害等臨時特例補助金	東日本大震災被災者の保険料・一部負担金の減免等に対する補助金			180,000	0	180,000	209,000	29,000	



令和5年度国民健康保険事業の概要

6. 総括表（歳入）その2

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
県支出金		35,401,000,000	0	35,401,000,000	33,674,887,699	▲ 1,726,112,301
健康増進事業補助金	特定健診と同時に実施する追加検査項目に対して支払われる補助金	19,222,000	0	19,222,000	13,697,000	▲ 5,525,000
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	35,381,778,000	0	35,381,778,000	33,661,190,699	▲ 1,720,587,301
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金を除く）に応じて交付（100%）	34,650,430,000	0	34,650,430,000	32,944,051,699	▲ 1,706,378,301
特別交付金	保険者としての努力を行う自治体に対して国の指標に基づき交付される交付金等	731,348,000	0	731,348,000	717,139,000	▲ 14,209,000
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100,000	0	100,000	37,594	▲ 62,406
繰入金		5,513,800,000	510,000,000	6,023,800,000	5,991,870,357	▲ 31,929,643
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,372,800,000	320,000,000	5,692,800,000	5,660,870,357	▲ 31,929,643
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,075,501,000	10,000,000	2,085,501,000	2,086,870,753	1,369,753
（保険料軽減分）	保険料軽減額と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（県：市=3：1）	1,231,928,000	10,000,000	1,241,928,000	1,243,495,234	1,567,234
（保険者支援分）	平均的な保険料と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	843,573,000	0	843,573,000	843,375,519	▲ 197,481
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児の保険料軽減のための繰入金（国：県：市=2：1：1）	28,586,000	0	28,586,000	30,646,894	2,060,894
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	848,661,000	0	848,661,000	803,297,794	▲ 45,363,206
産前産後保険料繰入金	出産する被保険者の保険料軽減のための繰入金（国：県：市=2：1：1）	0	0	0	1,656,068	1,656,068
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	100,000,000	0	100,000,000	90,533,332	▲ 9,466,668
国保財政安定化支援事業	保険料軽減世帯割合・病床数・高齢者の割合が多い場合に国が限定的に認めている繰入金	72,052,000	0	72,052,000	89,865,516	17,813,516
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金等	2,248,000,000	310,000,000	2,558,000,000	2,558,000,000	0
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	141,000,000	190,000,000	331,000,000	331,000,000	0
繰越金		100,000	0	100,000	896,772	796,772
諸収入	延滞金、不正利得等の返納金及び交通事故など第三者の不法行為による返納金等	154,300,000	0	154,300,000	163,487,827	9,187,827
歳 入 合 計		51,914,000,000	0	51,914,000,000	50,202,255,497	▲ 1,711,744,503



令和5年度国民健康保険事業の概要

7. 総括表（歳出）その1 ※「国保のてびき」参照ページ

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①－②
総務費		866,900,000	3,700,497	870,600,497	820,835,379	49,765,118
保険給付費		34,844,000,000	0	34,844,000,000	33,160,832,096	1,683,167,904
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割） ※8ページ	30,000,100,000	▲ 16,276	30,000,083,724	28,370,872,446	1,629,211,278
一般被保険者分	（年間平均被保険者数105,816人）	30,000,000,000	▲ 16,276	29,999,983,724	28,370,872,446	1,629,111,278
退職被保険者等分	（年間平均被保険者数 0人）	100,000	0	100,000	0	100,000
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※15,16ページ	282,100,000	0	282,100,000	277,858,264	4,241,736
一般被保険者分		282,000,000	0	282,000,000	277,858,264	4,141,736
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	0	100,000
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	70,980,000	0	70,980,000	66,786,042	4,193,958
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※10～12ページ	4,289,900,000	0	4,289,900,000	4,265,336,470	24,563,530
一般被保険者分		4,289,800,000	0	4,289,800,000	4,265,336,470	24,463,530
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	0	100,000
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※13,14ページ	7,000,000	16,276	7,016,276	6,916,276	100,000
一般被保険者分		6,900,000	16,276	6,916,276	6,916,276	0
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	0	100,000
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用 ※18ページ	350,000	0	350,000	0	350,000
一般被保険者分		300,000	0	300,000	0	300,000
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
出産育児諸費	出産費の助成及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※17ページ	150,070,000	0	150,070,000	136,485,182	13,584,818
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円） ※18ページ	36,000,000	0	36,000,000	35,500,000	500,000
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※18ページ	7,500,000	0	7,500,000	1,077,416	6,422,584



令和5年度国民健康保険事業の概要

7. 総括表（歳出）その2 ※「国保のてびき」参照ページ

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①－②
国民健康保険事業費納付金 ※3ページ		15,525,700,000	0	15,525,700,000	15,525,615,308	84,692
医療給付費分	保険給付費を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	10,165,860,000	0	10,165,860,000	10,165,791,923	68,077
一般被保険者医療給付費分		10,162,130,000	0	10,162,130,000	10,162,070,401	59,599
退職被保険者等医療給付費分		3,730,000	0	3,730,000	3,721,522	8,478
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	3,952,510,000	0	3,952,510,000	3,952,502,835	7,165
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,952,510,000	0	3,952,510,000	3,952,502,835	7,165
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		0	0	0	0	0
介護納付金分	介護納付金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	1,407,330,000	0	1,407,330,000	1,407,320,550	9,450
共同事業拠出金		100,000	0	100,000	1,404	98,596
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0	100,000	1,404	98,596
保健事業費		489,600,000	0	489,600,000	452,088,235	37,511,765
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※35ページ、38ページ	15,950,000	0	15,950,000	13,968,916	1,981,084
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※41ページ	473,650,000	0	473,650,000	438,119,319	35,530,681
諸支出金	保険料の還付金、国県負担金等の精算による返還額	87,700,000	8,442,000	96,142,000	85,563,944	10,578,056
予備費		100,000,000	▲ 12,142,497	87,857,503	0	87,857,503
歳 出 合 計		51,914,000,000	0	51,914,000,000	50,044,936,366	1,869,063,634



8. 総括表（収支）

歳入	50,202,255,497円
歳出	50,044,936,366円
差引額	157,319,131円



基金積立	157,000,000円
繰越金額	319,131円

歳入歳出の差引額が1億5,731万9,131円となり、このうち1億5,700万円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てます。残りの31万9,131円については、令和6年度へ繰り越します。

なお、12ページにある県支出金の保険給付費等交付金（普通交付金）については、概算で交付され、決算後に交付額が確定することから、確定額と概算で交付された額の差分については、翌年度の保険給付費等交付金で調整されるため、過大に交付されていた場合は不足分を財政調整基金で補填します。

また、残った財政調整基金は、翌々年度の当初予算に計上します。

議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

1. 徴収猶予の期間延長（船橋市国民健康保険条例第27条）

【改正趣旨】

各都道府県または市区町村の生活保護部局において、急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に対し、生活保護（医療扶助）の開始を職権で決定した後、当該者に資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が全国で生じています。

本市において直近2年間では、このような事例はありませんでしたが、今後生じる可能性があります。今回、このような事案を未然に防止するために、本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、一部負担金及び保険料の徴収猶予制度を活用出来ることとなったことから、船橋市国民健康保険条例について所要の改正を行います。

【改正内容】

徴収猶予の期間については、最長6箇月としているが、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、本人の資力の有無が判明し、かつ、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年とします。

【施行日】

令和6年11月1日



議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

2. 罰則規定の改正（船橋市国民健康保険条例第31条） ※被保険者証廃止に伴う改正

（1）被保険者証の返還に応じない者を罰則対象から削除

【改正趣旨】

マイナンバーカードと被保険者証の一体化に関する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号・令和5年6月9日公布）により、国民健康保険法が一部改正され、令和6年12月2日に施行されることに伴い、現行の被保険者証が廃止され、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

今回の国民健康保険法の一部改正において、被保険者証に関する罰則規定の一部が見直されたことから、船橋市国民健康保険条例について所要の改正を行います。

【改正内容】

国民健康保険法の一部改正に伴い、同法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されるため、当該部分を削除します。

※船橋市国民健康保険条例で「被保険者証」と表記しているのは第31条のみです。



議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

(2) 罰則対象を規定する引用条項の改正

【改正趣旨】

罰則対象を規定する国民健康保険法第9条の改正に伴い、当該条項が項ずれするため規定の整備を行います。

【改正内容】

国民健康保険法第9条第9項 ⇒ 国民健康保険法第9条第5項

【改正内容(附則)】 経過措置

改正法附則第16条において、令和6年12月2日に現に交付されている被保険者証は、その有効期間内（最大1年間）はなお従前の例によることとされていることから、罰則規定についても、同様の規定となるため、船橋市国民健康保険条例について同様の規定を定めます。

※本市では、令和6年8月の被保険者証の一斉更新時に最長で有効期限が令和7年7月31日までのものを発送しました。

【施行日】

令和6年12月2日



1. マイナ保険証について

（マイナ保険証とは）

保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードです。医療機関・薬局で健康保険証として利用できます。

（メリット）

- ・過去の薬の情報や健康診断の結果が見られるようになるため、より良い医療を受けることができます。
- ・限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

（利用促進）

国では、令和6年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの方に利用していただくために、新聞広告、テレビCMなど、メディアを動員し集中的な広報を行い、また、関係団体と連携し、医療機関・薬局の窓口での共通ポスターの掲示や来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布の徹底などの取組みを実施しています。市は更なる取組みへの協力要請を受け、次のとおり実施しました。（・市HPでの周知・国保年金課の窓口でのポスター掲示・市から発送する封筒での周知 など）

2. 交付済みの保険証の取扱いについて

令和6年12月2日に現行の保険証が廃止されます。法改正の経過措置により、保険証は廃止日から最長1年間引き続き使用することが可能ですが、本市は、令和6年8月の保険証一斉更新時に最長で有効期限が令和7年7月31日までの保険証を交付しています。

- ・保険証は、令和6年12月2日以降も有効期限まで引き続き使用できます。
- ・令和6年12月2日以降は転入等により新たに本市の国保の資格を取得した場合は、現行の保険証は発行できません。※保険証の廃止後は、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。



3. 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」について

令和6年12月2日以降は、以下の交付対象予定者に交付します。

○資格確認書（様式は現行の保険証と同様に「カード型」を予定）

（交付対象予定者）

- ・マイナンバーカードを取得していない者
- ・マイナンバーカードを保有しているがマイナ保険証の利用登録を行っていない者
- ・マイナ保険証の利用登録を解除した者 など

（記載項目）

- ・氏名 性別 生年月日 世帯主氏名 適用開始年月日 交付年月日 負担割合 有効期限 など

○資格情報のお知らせ（様式は「A4型」を予定）

（交付対象予定者）

- ・マイナ保険証の保有者に対し、現在登録されている情報を確認いただくためのものです。
- また、マイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

（記載項目）

- ・氏名 適用開始年月日 交付年月日 負担割合 など

※令和6年12月2日以降に使用していただく「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、申請することなく発送いたします。

「資格確認書」の有効期限は、最長で令和7年7月31日までとなります。



4. 「短期被保険者証」「被保険者資格証明書」について

保険証の廃止に伴い、「短期被保険者証」及び「被保険者資格証明書」は廃止となります。

○短期被保険者証

（概要）

前年度保険料を3期以上滞納しているか、滞納額が10万円以上の世帯に交付する短期の有効期間を設定した保険証。医療機関での窓口負担割合は通常と同じ3割です。

（令和6年12月2日以降）

廃止

○被保険者資格証明書

（概要）

特別な事情がないにもかかわらず、原則保険料を1年以上滞納している世帯に交付します。

その際、保険者は被保険者証の返還を求めます（返還を求められた世帯主は被保険者証の返還義務あり）。

医療機関での窓口負担割合は10割です。

（令和6年12月2日以降）

これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととします。

納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組みを行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく滞納している被保険者に対し、令和7年7月から通知予定です。

